

松本純大臣のご功績（消費者庁）

（平成28年8月3日～平成29年8月3日）

1. 法令

- ① 独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律
 - ・ 悪質な事業者からも迅速かつ実効的に消費者被害を回復することが可能になるよう、国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押えの担保を立てることができるようにすること等を内容とする「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」を第193回国会で成立させた。
- ② 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令
 - ・ 特定商取引に関する法律施行令を改正し、業務禁止命令の対象となる使用人の範囲等を定めるとともに、一定の美容医療契約を特定商取引上の「特定継続的役務提供」に追加した。
- ③ 法律の施行
 - ・ 消費者の財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行できることとする、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が施行した。
 - ・ 取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項を追加する等の措置を講ずることを内容とする「消費者契約法の一部を改正する法律」が施行した。

2. 主な決定事項等

- ① 消費者基本計画工程表の改定
 - ・ 消費者を取り巻く状況の変化や盛り込まれた具体的施策の実施状況等を踏まえ、「消費者基本計画工程表」を改定した。
- ② 消費者団体訴訟制度に関する内閣府令・ガイドラインの改正・改定
 - ・ 消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関し、消費者団体訴訟制度に関する内閣府令・ガイドラインを改正・改定した。
- ③ 適格消費者団体・特定適格消費者団体の認定
 - ・ 適格消費者団体として「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」、「特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ」を認定した。
 - ・ 特定適格消費者団体として「特定非営利活動法人消費者機構日本」、「特定非営利活動法人消費者支援機構関西」を認定した。

- ④ 公益通報者保護制度の実効性向上に向けた取組
- ・ 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」を改正した。
 - ・ 「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」を新たに策定した。
- ⑤ 消費者教育の推進
- ・ 消費者教育推進会議において、「消費者市民社会の形成に向け自覚し行動する消費者へ」等を取りまとめ、公表した。
 - ・ 民法改正による成年年齢引下げの動きを踏まえ、自立した消費者を育成することを目的とした高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を作成、公表した。
- ⑥ 平成 29 年 5 月の消費者月間に、総理大臣官邸において、消費者支援功労者表彰式を開催し、また、表彰式に先立って、消費者月間シンポジウムを開催した。
- ⑦ 消費者教育教材資料表彰に最優秀賞として内閣府特命担当大臣賞を創設し、開発教育協会「写真で学ぼう！地球の食卓学習プラン 10」に初の授賞をした。
- ⑧ 倫理的消費
- ・ 「倫理的消費」調査研究会を開催し、人や社会・環境に配慮した消費行動について検討した。
 - ・ 徳島県に出張し、徳島商業高校や城西高校などにおける倫理的消費の実際の実践の取組みを視察した。
- ⑨ 平成 30 年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行うため、「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」を設置し、報告書を取りまとめ、公表した。
- ⑩ 消費者志向経営推進組織の発足
- ・ 事業者の消費者志向経営の取組を促進するため、事業者団体、消費者団体、行政機関によって構成される消費者志向経営推進組織を発足させた。
 - ・ 事業者が消費者志向経営を行うことを自主的に宣言し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを開始した。
- ⑪ 消費者政策の実施の状況（平成 29 年版消費者白書）及び消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告（消費者安全法国会報告）を閣議決定した。
- ⑫ 子供の事故防止週間（5 月第 4 週）の創設をはじめ、関係府省庁連携による平成 29 年度における子供の事故防止に向けた取組方針を取りまとめた。
- ⑬ 平成 28 年 12 月より新たな洗濯表示が導入され、広報に努めた。
- ⑭ 全ての加工食品について原料原産地表示の義務化に向け、消費者委員会食品表示部会で審議し、義務化の方向性を示せた。

- ⑮ 機能性表示食品制度に関し、食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分（ビタミン・ミネラルなど）や、機能性関与成分が明確でない食品の取扱い等について検討を行った「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」の報告書を取りまとめ、公表した。
- ⑯ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令を改正し、特定保健用食品（トクホ）の許可を受けた者に対し、許可後に当該食品の安全性又は効果に新たな知見を得た場合には消費者庁への報告を行うことを義務付けた。
- ⑰ 消費者が求める情報及び遺伝子組換え農産物の流通状況等を踏まえ、今後の遺伝子組換え表示制度の在り方について「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を設置した。

3. 主な出張・視察

- ① 国民生活センター（相模原事務所）を視察
- ② 国民生活センター（東京事務所）を視察
- ③ 車座ふるさとトーク（テーマ：若者向けの消費者教育の推進、開催場所：徳島県徳島市）に出席
- ④ 横浜検疫所本所及び輸入食品・検疫検査センターを視察
- ⑥ 車座ふるさとトーク（テーマ：食品ロスの削減、開催場所：福岡県北九州市）に出席

4. 法の厳正な執行(主な案件)

- ① 特定商取引法・預託法
- ・ 家庭用永久磁石磁気治療器の預託等取引業者、訪問販売業者及び連鎖販売業者であるジャパンライフ(株)に対する業務停止命令（3か月）及び指示処分。3か月後に更に、業務停止命令（9か月）及び指示処分
- ② 景品表示法
- ・ 三菱自動車工業(株)に対する措置命令及び課徴金納付命令
 - ・ 日産自動車(株)に対する措置命令及び課徴金納付命令
 - ・ 日本サプリメント(株)に対する措置命令及び課徴金納付命令
- ③ 健康増進法
- ・ 日本サプリメント(株)が許可を受けていた特定保健用食品の表示許可を取消し

5. 予算・組織

- ① 予算・機構定員

- ・ 平成 28 年度補正予算として、地方消費者行政推進交付金 20 億円等を計上した。
 - ・ 平成 29 年度当初予算として、①地方消費者行政推進交付金 30 億円（前年度同額）、②独立行政法人国民生活センター運営費交付金 32.3 億円（前年度 28.6 億円）、③消費者行政の未来創造のための事業費 0.8 億円（前年度 0.2 億円）などを計上した。合計 123.7 億円。
 - ・ 平成 29 年度の機構として、参事官 1 名を設置した。
 - ・ 平成 29 年度末の定員として、先端的な調査研究、全国展開を見据えた地方モデルプロジェクトの推進などのため、28 年度末の 320 人から 334 人へと 14 人純増した。
- ② 消費者行政新未来創造オフィス開設
- ・ 実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした新しい消費者行政の発展・創造の拠点として、「消費者行政新未来創造オフィス」を開設した。

以上